# 一般廃棄物再生処分業の事業計画に 係る事前協議の手続について

令和3年4月

大津市環境部廃棄物減量推進課

## 1 はじめに

一般廃棄物の処分を業として行おうとする場合は、当該業を行おうとする区域を管轄する市 町村長の許可を受けなければならないこととされています。

また、市町村長は、一般廃棄物処分業の許可の申請が、次の各号に適合していると認めると きでなければ、その許可をしてはならないこととされています。

- (1) 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。
- (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに 足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- (4) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」といいます。)第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

#### 2 一般廃棄物再生処分業

上記のとおり、一般廃棄物処分業の許可の申請は、市の一般廃棄物処理計画に適合するものでなければ、これを許可することができないこととされていますが、大津市一般廃棄物処理計画では、一般廃棄物のバイオマス化(一般廃棄物をバイオマス(バイオマス活用推進基本法(平成21年法律第52号)第2条第1項に規定するバイオマスをいう。)として活用できるよう処理することをいう。)又は堆肥化による処分(以下「再生処分という。」)に限り、一般廃棄物処分業の許可を行うことを明記しており、それ以外については許可しないこととしています。ここでは、一般廃棄物の再生処分を行う業を「一般廃棄物再生処分業」と呼び、以下では一般廃棄物再生処分業の許可についての手続について説明します。

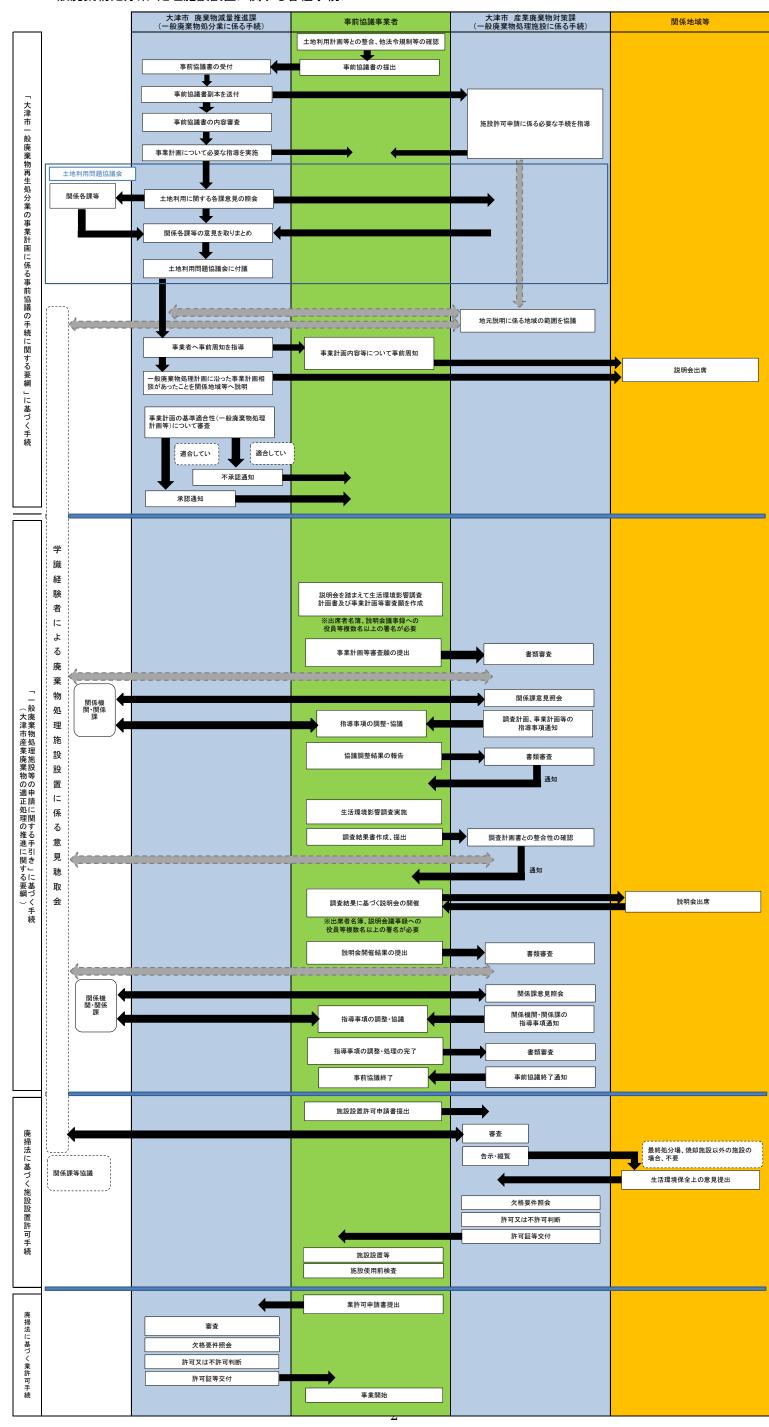
## 3 一般廃棄物再生処分業の事業計画に係る事前協議の手続について

本市では、廃棄物処理法の規定に基づく手続の円滑化を図り、もって一般廃棄物再生処分業 に係る紛争の予防及び調整を図ることを目的として、大津市一般廃棄物再生処分業の事業計画 に係る事前協議の手続に関する要綱を定めています。

一般廃棄物再生処分業を行おうとする場合(一般廃棄物再生処分業の事業の範囲を変更しようとする場合を含みます。)は、あらかじめ、一般廃棄物再生処分業の事業計画について市長と協議しなければなりません。

## 4 一般廃棄物再生処分業の事業計画に係る事前協議のフローについて

一般廃棄物再生処分業の事業開始までの一連の手続フローについては、おおむね次のとおりです。



- 5 一般廃棄物再生処分業の事業計画に係る事前協議に当たっての留意点
  - (1) 事業計画の作成
    - 一般廃棄物再生処分業の事業計画を作成するに当たっては、次に掲げる基本事項を遵守してください。
    - ア 大津市総合計画、大津市国土利用計画、大津市都市計画マスタープラン、大津市一般廃 棄物処理計画等の本市が定める計画等に則したものとすること。
    - イ 一般廃棄物再生処分業を行うことにより生活環境に悪影響が生じないよう配慮すること。
  - (2) 事前協議書の提出

事前協議書及び添付図書は、正本1部、副本1部の合計2部提出してください。 なお、事前協議書に添付が必要な図書は、次のとおりです。

- ア 一般廃棄物処分業許可(更新)申請書の案
- イ 事業計画の概要を記載した書類
- ウ 事業の用に供する施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合は、使用 する権限を有すること)を証する書類
- エ 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第4条の7に定める使用人の履歴書
- オ 申請者が個人である場合は、その住民票の写し並びに申請者及び廃棄物処理法施行令第 4条の7に定める使用人の履歴書
- カ 申請者が廃棄物処理法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
- キ 従業員名簿(法人にあっては役員及び従業員名簿)
- ク 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- ケ 申請者が法人である場合は、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- コ 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及 び納付済額を証する書類
- サ 一般廃棄物処理施設設置許可申請書の案(一般廃棄物処理施設の変更の許可の場合にあっては、一般廃棄物処理施設変更許可申請書の案)
- シ 当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- ス 処理工程図
- セ 当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図
- ソ 当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- タ 当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方 法を記載した書類
- チ 生活環境影響調査の実施計画書の案

#### ツ その他市長が必要と定める書類

なお、一般廃棄物再生処分業の事業の範囲を変更しようとする場合にあっては、アからコ までに掲げる書類に代えて、次に掲げる書類を添付してください。

- 一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書の案
- 変更後の事業計画の概要を記載した書類

一般廃棄物処理施設の変更の許可の場合にあっては、シからタまでに掲げる書類及び図面 に代えて、次に掲げる書類及び図面を添付してください。

- ・ 変更後の一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- ・ 廃棄物処理法施行令第3条第2項各号に掲げる事項に係る変更がある場合には、変更後 の維持管理に関する計画を記載した書類
- ・ 処理工程に変更がある場合には、変更後の処理工程図
- ・ 変更後の一般廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- ・ 変更後の一般廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を 記載した書類

## (3) 関係機関又は関係部局との協議又は調整

提出された事前協議書の内容を確認の上、当該一般廃棄物再生処分業の事業計画、生活環境影響調査の実施計画その他必要な事項に関し、必要に応じて指導を行いますので、当該指導を受けた事項について、関係機関又は関係部局との協議又は調整を自らの責任において実施してください。

また、指導を受けた事項については、その対処結果(前項の協議及び調整を実施したときは、その結果を含みます。)を取りまとめた文書を提出していただきます。

## 6 事業計画等に関する説明会の開催について

一般廃棄物再生処分業の事業計画の内容、当該一般廃棄物再生処分業において一般廃棄物の 処分の用に供する一般廃棄物処理施設の設置工事の概要、生活環境影響調査の実施計画、当該 一般廃棄物処理施設の周辺地域の生活環境への配慮に係る措置の内容等について周知するた め、当該一般廃棄物処理施設の周辺地域の住民等に対して説明会を開催していただきます。(一 般廃棄物再生処分業の事業計画等を変更しようとする場合、改めて説明会を開催していただき ます。)

なお、説明会の開催後には、その議事録を提出していただきます。

#### 7 審査項目について

一般廃棄物再生処分業の事業計画については次の項目について審査しますので、事業計画の 作成に当たっては当該審査項目に留意するようにしてください。

(1) 5の(1)のアの遵守すべき基本事項に適合しているものであること。

- (2) 廃棄物処理法第7条第10項第3号及び第4号に適合していないと認められるものでないこと。
- (3) 再生処分によって得られた生成品について、売却その他の利用体制が確立されることが見込まれるものであること。

また、7の(2)に掲げる事項の適合の状況を判断するに当たっては、次に掲げる事項を審査しますので、留意してください。

- (1) 再生処分の用に供する施設は、1日当たりの処理能力が5トン以上であること。
- (2) 一般廃棄物の受入れから再生処分までの工程を一の敷地内の施設において同一の事業者が 行うことができるものであること。

## 8 事前協議終了後の内容変更

事前協議の終了後に事前協議の内容の変更を行おうとする場合は、変更後の内容について改めて協議を行う必要があります。

## 9 お問合せ先

一般廃棄物再生処分業の事業計画に係る事前協議の手続や一般廃棄物処分業の許可に関する ことについては、次のところまでお問合せください。

 $\mp$  5 2 0 - 8 5 7 5

大津市御陵町3番1号 大津市役所新館3階 大津市環境部廃棄物減量推進課指導係

Tel 0 7 7 (5 2 8) 2 8 0 2